

公の施設の指定管理者の指定（飯田市デイサービスセンター）について

1 公の施設の概要

(1) 基本情報

ア 施設名（通称）	飯田市いいだデイサービスセンター
イ 所在地	飯田市東栄町3171番地1
ウ 設置年月日	平成4年10月15日
エ 設置目的	介護保険法における通所介護サービスを実施する当該施設は、要介護者等が在宅生活を続けられるよう、身体機能の維持向上を目指した機能訓練を行うとともに、他者との交流を通じて社会的な孤立の解消や認知症予防を図る機会を提供する。
オ 施設・設備	事務室、食堂・訓練室、静養室、特殊浴室、一般浴室、厨房等 鉄筋コンクリート造 2階建て（第二飯田荘併設）、延べ床面積 571.53m ² 敷地面積 5605.67m ²
カ 施設の写真	 
施設の外観	施設内通路
	
食堂・休養室	浴室

(2) 管理の状況

ア 施設を管理する所管課	健康福祉部 長寿支援課
イ 現在の管理方法	指定管理者制度
ウ 指定管理者制度導入年月日	平成18年4月1日
エ 現在の指定管理者名（募集方法）	社会福祉法人飯田市社会福祉協議会(非公募)
オ 現在の指定管理期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
カ 指定管理者が行う業務	介護保険事業（通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス事業）に関する業務 施設の建物、敷地及び設備の維持管理に関する業務

(3) 利用の状況（有効性）

ア 営業（開館）状況	令和3年度	令和4年度	備考
日数	300日	310日	
利用者数	6,054人	6,534人	
その他			
イ 利用者のニーズ・意見等	利用者アンケートにおいて、施設の利用に関して次のような意見・感想があった。 (評価) 設備・環境：満足70% 職員対応：満足79% 送迎：満足86% 入浴：満足86% レクレーション：満足70% 食事：満足84% 要望への対応：満足74% (意見等) • コロナ対応が大変ですが、ご支援をお願い致します。 • いつも親切にして頂き、感謝しています。 • 体をしっかり動かさせて頂きたい。 • 職員の皆様が良くして頂けるのでデイも楽しい、嬉しい。		
ウ 利用者のメリット（利便性の向上、利用者の増加、地域活性化等の効果）	経験ある福祉サービス事業者が事業を行うことにより、おおむねの利用者の満足は高く、質の高い安定したサービスを受けられた。		

(4) 収支の状況（効率性）

ア 決算	令和3年度（円）	令和4年度（円）	備考
収入（A）	54,326,384	59,453,706	○補助金収入 R3:32,000円（コロナ関連） R4:951,929円（コロナ・原油価格高騰関連）
施設利用料等収入			
市支出の指定管理料			
介護保険収入	54,294,384	58,501,777	
補助金収入	32,000	951,929	
支出（B）	49,262,463	51,096,087	
人件費	41,705,047	41,391,943	
保健衛生費	221,297	184,490	○水道光熱費
消耗器具備品費	362,129	330,732	物価高騰による増
施設等修繕費	217,013	480,365	○施設燃料費
水道光熱費	2,033,323	2,217,494	物価高騰による増。
施設燃料費	834,648	532,164	
上記以外の事業費	3,103,871	5,295,616	
事務費	207,818	217,659	
減価償却費等	577,317	445,624	
収支（A-B）	5,063,921	8,357,619	
イ 運営上のメリット（経費の節減、職員事務量の削減の効果）	サービスの提供に係る人材確保をはじめ、介護保険に関する事務、日常的な施設の管理に係る市職員の事務量の大幅な削減が図られている。併設する特別養護老人ホーム第二飯田荘を同一の指定管理者が一体的に管理することで、経費節減を図り、安定的に黒字経営を行うことができている。		

2 指定管理者選定の経過

(1) 募集の状況

ア 募集方法（公募・非公募）	非公募
非公募の理由	当該施設の利用者は、介護を必要とする高齢者であり、利用者個々の心身の状況や介護方針等を熟知した管理者によりサービスを提供する必要がある。事業継続が可能かつ評価の高い現管理者の指定管理を継続することで、利用者個々へのサービスの質の維持及び向上が見込まれる。現指定管理法人は指定管理に必要な専門性を有し、これまでも質が高い安全・安心な介護サービスを提供しており、また利用者からの評価も高いため、適正な管理運営を行うことができる団体と特定されるため。

イ 指定管理者
が行う業務

飯田市いいだデイサービスセンター指定管理業務仕様書抜粋

11 業務について

(1) 職員に関すること。

ア 通所介護及び第一号通所事業の基準については、基準に従い、必要な職種及び員数の職員を配置すること。

職	職務の内容及び配置の基準	人数
管理者	施設の管理及び従事者の監督を行う。常勤であることが必要	1人
生活相談員	利用者の相談に応じ、ケアマネジャーと利用の調整を行う。施設の開館時間は、常時配置が必要	1人
看護師又は准看護師	利用者の看護に従事	1人
介護職員	利用者の介護に従事	サービス提供時間に応じて1人以上
機能訓練指導員	利用者の機能訓練に従事する。他の職との兼職が可能	1人
調理員	調理に従事する。配置することが望ましい	1人

イ 基準に規定する員数を超えて職員を配置することは可とする。

ウ 職員の勤務形態は、デイサービスセンターの運営に支障が無いように定めること。

エ 職員に対して、デイサービスセンターの管理運営に必要な研修を実施すること。

(2) 運営に関すること。

基準に従い、運営を行うこと。

(3) 施設の安全管理及び衛生管理に関すること。

ア 防火管理者を配置すること。

イ 安全管理に十分配慮し、火災、損傷等を防止して財産の保全を図るとともに、利用者及び職員の安全確保に努めること。

ウ 非常災害、事故等の緊急事態発生時に備え、具体的な対応計画を定め、緊急時の連絡先等をあらかじめ市長に報告するとともに、避難その他必要な訓練を定期的に実施すること。

エ 衛生管理に十分配慮し、食中毒等の防止に努めるとともに、常に快適な利用ができる状態の保全に努めること。

オ 職員に対し、感染症等に関する基礎知識の習得に努めること。

カ サービスの提供に当たって、指定管理者の責めに帰するべき事由により賠償すべき事故が発生した場合に備えて、損害賠償のための損害賠償責任保険に加入すること。なお、建物の火災保険は、市が付加する。

イ 指定管理者 が行う業務 (つづき)	<p>(4) 施設及び設備の維持管理に関すること。 ア デイサービスセンターの適正な運営のため、通常の清掃業務 のほか、設備等に関する保守管理を行うこと。(別表「施設等 の管理に係る業務区分」参照)</p> <p>(5) 支援、相談に関すること。 ア 地域の住民や利用者等から支援を求められ、または相談を受 けた場合は、デイサービスセンターの指定管理事業者としての 使命に基づき支援し、又は相談に応じること。</p> <p>イ 前記アの場合において、地域包括支援センターへの取次ぎを 行う等、関係機関との連携に努めること。</p> <p>(6) 個人情報保護に関すること。 ア デイサービスセンターの適正な管理運営のため、飯田市個人 情報保護条例を遵守すること。</p> <p>イ 個人情報保護の体制をとり、職員に周知徹底すること。</p> <p>(7) 苦情処理 指定管理者は、提供した介護保険サービスに関する利用者から の苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、相談窓口を設置 し、これを利用者及び家族に周知すること。</p> <p>(8) アンケート調査 定期的に利用者からの意見聴取や満足度等の把握を行うこと。 実施時期や項目については、市長と協議の上定める。</p>
指定管理料	上限 0円
ウ 応募者数	一団体

(2) 選定の結果

ア 団体の概要

(ア) 名称・商号	社会福祉法人飯田市社会福祉協議会
(イ) 代表者	会長 原 重一
(ウ) 所在地	飯田市東栄町3108番地1
(エ) 設立年月日	昭和38年7月15日
(オ) 設立目的	飯田市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業 の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推 進を図ること。
(カ) 基本財産	現金 3,200,000円 土地 飯田市大瀬木地積 山林51m ² ※基本財産は定款に定められている法人からの報告内容を記載
(キ) 役員・職員	役員14名

イ 選定の理由（令和5年飯田市告示第171号）

候補者は、現在も当該施設の指定管理者として管理運営を良好に実施しており、地域の通所介護サービス拠点としての役割を十分に果たしている。

また、当該候補者は、飯田市の介護保険及び高齢者福祉に関する施策を推進する意図を十分理解し、利用者に対するサービスの向上につながる取組等の提案を行っており、的確な管理運営を行うことが期待できる。

(3) 評価の視点（適格性）

区分	配点	得点	評価
ア 指定管理者としての適性	10.0	7.5	これまでに施設の管理運営を適正に行ってきている。当該団体は、その他にも介護保険施設の管理運営実績がある。
イ 施設の有効活用	10.0	7.5	施設の設置目的を理解し、設置目的達成に向けた取組が期待できる。利用者への対応や施設管理など適切に行われており、利用者からの満足度も特に高く、サービスの向上が図られている。
ウ 利用者対応（改善姿勢）	20.0	20.0	利用者からの苦情・要望等を把握し、それらを反映させる仕組みが十分に検討されている。課題に対しては、そのつど改善策など提案がされている。
エ 事業収支（収支の妥当性）	10.0	7.5	団体の財務状況に課題はあるが、安定した経営が継続されている。
オ 職員配置等の管理体制	20.0	10.0	業務に必要な専門職が適切に配置されている。
カ 危機管理の対応等	20.0	20.0	緊急時のマニュアルを備えている。また、緊急時の対応訓練を施設の職員及び利用者で実施している。消防署から緊急時の対応等について学習した。
キ 地域連携・地域貢献	10.0	7.5	施設の設置目的を理解し、地域の団体等と連携した取組を行っている。
合計	100.0	80.0	

（備考）適格の合否基準は、評価得点の合計50.00点以上と定めた上で評価

(4) 提案された令和6年度の事業収支（収支予算の見積り）

項目	金額 (円)
収入 (A)	63,125,000
指定管理料	0
介護保険事業収入	63,115,000
その他の収入	10,000
支出 (B)	63,304,000
人件費	44,672,000
保健衛生費・消耗品費	2,609,000
水道光熱費・燃料費等	1,556,000
上記以外の事業費	14,234,000
事務費	233,000
収支 (A - B)	▲179,000